

交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2011年5月13日

No.19

11春闘 諸要求の詳細について決定する!

中央本部は、5月13日 13 時より、11 春闘の「諸要求の詳細」について交渉を行い、以下の内容を確認して提案を受けました。

1. 通勤手当の見直し
新幹線通勤の特例による支給額の上限現行「120,000 円」を「130,000 円」とする。
6 月の給与で差額を支払う。
2. 契約社員及び臨時社員に対する表彰の新設
契約社員及び臨時社員が勤続年数満 15 年に達した場合以下により表彰を行う。
 - (1) 表彰の基準
当概年の 10 月 14 日までに勤続年数が満 15 年（契約社員の場合は、臨時社員の勤続年数を通算する）に達している者に対して行う。
ただし、社員の勤務時間未満の労働時間のものについては、「勤続年数」の取り扱いを満 17 年とする。
 - (2) 表彰の期日及び表彰の制限
功績章表彰規定（昭和 62 年 4 月社達第 13 号）に準じる。
（注）平成 23 年 4 月 1 日現在で勤続年数が満 15 年（満 17 年）に達している者が、平成 23 年 10 月 13 日までに退職した場合は、退職時に表彰を行う。
 - (3) 表彰の内容
現金 3 万円とし、箇所長からの授与とする。
 - (4) 経過措置
前号以外の者で平成 23 年 10 月 14 日現在勤続年数が満 16 年（満 18 年）以上に達している者については、平成 23 年度の表彰対象とする。
3. 実施時期
平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
4. 新入社員に対する制服の扱いについて
駅、保全系統に配属される新入社員に対しては、被服類取扱規程（平成 16 年 6 月人・財達第 1 号）に関わらず、一般制服及び盛夏衣を 1 着増貸与する。
なお、この扱いは今年度の新入社員から適用することとする。ただし、昨年、一昨年に採用され、駅・保全系統に配属された社員も含む。

中央本部は、11 春闘妥結以降「諸要求の詳細」について交渉を積み重ねてきました。諸要求の整理し、今春闘の最終集約とします。震災の中の春闘でしたが、あらためて職場からのたたかいに感謝申し上げまして報告とします。

以上